

人事院公示第14号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第17条の4第2項第2号並びに人事院規則16—0（職員の災害補償）第33条の2第1項及び第2項並びに第33条の11の規定に基づき、平成4年人事院公示第7号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和5年3月31日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよ  
うに改める。

改正後		改正前	
別表第1		別表第1	
期間の区分	率（単位％）	期間の区分	率（単位％）
（略）	（略）	（略）	（略）
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	<u>99</u>	平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	<u>98</u>
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	<u>98</u>	平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	<u>97</u>
平成14年4月1日から平成15年3月	<u>98</u>	平成14年4月1日から平成15年3月	<u>97</u>

31日まで	
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	<u>100</u>
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	<u>101</u>
(略)	(略)
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	<u>101</u>
(略)	(略)
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	100
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	100

別表第2

期間の区分	率（単位%）
(略)	(略)

31日まで	
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	<u>99</u>
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	<u>100</u>
(略)	(略)
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	<u>100</u>
(略)	(略)
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	100

別表第2

期間の区分	率（単位%）
(略)	(略)

平成11年4月1日から平成12年3月31日まで	<u>99</u>
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	<u>98</u>
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	<u>98</u>
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	<u>100</u>
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	<u>101</u>
(略)	(略)
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	<u>101</u>
(略)	(略)

平成11年4月1日から平成12年3月31日まで	<u>98</u>
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	<u>97</u>
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	<u>97</u>
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	<u>99</u>
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	<u>100</u>
(略)	(略)
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	<u>100</u>
(略)	(略)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	100	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	100
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	100		

2 この決定による改正は、令和5年4月1日から効力を発生する。